

第 11 号議案

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例の件

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例

神戸市立斎場条例（昭和49年 4 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）			
(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料				(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料			
区分	種別	金額		区分	種別	金額	
死体の 火葬	大人	[略]	[略]	死体の 火葬	大人	[略]	[略]
	(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1 体につき <u>42,000円</u>		(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1 体につき <u>36,000円</u>
	小人 (10歳	[略]	[略]		小人 (10歳	[略]	[略]

	未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>21,000円</u>		未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>18,000円</u>
	死産児	[略]	[略]		死産児	[略]	[略]
		その他の者	1体につき <u>8,400円</u>			その他の者	1体につき <u>7,200円</u>
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
備考 [略]				備考 [略]			
(2) [略]				(2) [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立斎場の使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。